

DRAFT®



2020年5月11日

各 位

会社名 株式会社ドラフト
代表者名 代表取締役社長 山下 泰樹
(コード番号 5070 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 荒浪 昌彦
(TEL 03-5412-1001)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、決算期の変更（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更について2020年6月25日開催予定の第12回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、オフィスや商業施設等の空間デザインや建築設計、都市開発を主な事業とし、事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までとしております。

日本社会の特性上、当社の事業に対する需要は3月に最も高まる傾向があり、2020年3月期は当社年間売上高の約3分の1が3月に集中いたしました。この状況は、株主・投資家においては期初・期中における当社業績の動向の把握を困難なものとしており、また、当社においては3月に何らかの理由で業務の遅れが発生した場合、当該年度の業績に大きな影響が生じるリスクを増加させます。

このため、当社業績の透明性の確保とリスクの低減を目的に事業年度を毎年1月1日から翌年12月31日までに変更いたします。

2. 変更の内容

現 在：毎年3月31日

変更後：毎年12月31日

決算期変更の経過期間となる第13期は、2020年4月1日から2020年12月31日までの9ヶ月決算となる予定です。

3. 今後の見通し

第13期の業績見通しにつきましては、2020年5月11日付「2020年3月期決算短信」にて公表のとおりです。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

決算期(事業年度の末日)の変更に伴い、定時株主総会の議決権の基準日を毎年12月31日に、期末配当の基準日を毎年12月31日に、中間配当の基準日を毎年6月30日にそれぞれ変更するものであります。また、事業年度の変更にかかる経過的な措置として、附則を設けるものです。

(2) 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、 <u>毎年3月31日</u> とする。	(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、 <u>毎年12月31日</u> とする。
(事業年度) 第43条 当社の事業年度は、 <u>毎年4月1日から翌年3月31日</u> までの年1期とする。	(事業年度) 第43条 当社の事業年度は、 <u>毎年1月1日から翌年12月31日</u> までの年1期とする。
(剰余金の配当の基準日) 第44条 当社の期末配当の基準日は、 <u>毎年3月31日</u> とする。	(剰余金の配当の基準日) 第44条 当社の期末配当の基準日は、 <u>毎年12月31日</u> とする。
(中間配当) 第45条 当社は、取締役会の決議によって、 <u>毎年9月30日</u> を基準日として中間配当をすることができる。	(中間配当) 第45条 当社は、取締役会の決議によって、 <u>毎年6月30日</u> を基準日として中間配当をすることができる。

現行定款	変更案
(新設)	<u>第 8 章 附 則</u>
(新設)	<u>(第13期事業年度)</u> <u>第46条 第43条の規定にかかわらず、第13</u> <u>期の事業年度は、2020年4月1日か</u> <u>ら2020年12月31日までの9か月間と</u> <u>する。</u>
(新設)	<u>(第13期の中間配当の基準日)</u> <u>第47条 第45条の規定にかかわらず、第13</u> <u>期の中間配当の基準日は、2020年9</u> <u>月30日とする。</u>
(新設)	<u>(附則の有効期限)</u> <u>第48条 第46条から本条までの規定は、第</u> <u>13期の事業年度経過をもって削除す</u> <u>る。</u>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年6月25日(予定)

定款変更の効力発生日 2020年6月25日(予定)

以 上